

大学3年生 Step Up 選考

大学3年生等が、第1次試験の筆答試験（一般教養教職科目と教科等専門分野）を先行して受験できる選考です。本選考に通過した方は、翌年度、「Step Up 選考通過者特別選考」（本実施要項P2「4 選考区分」参照）の受験が可能です。

1 受験資格 以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 令和8年度に大学3年生等*で令和9年度に「学士」、「短期大学士」、「修士」の学位、または「専門士」、「高度専門士」の称号を取得見込みの方
- (2) 受験に必要な免許状を令和10年3月31日までに取得見込みの方
- (3) 昭和44年4月2日以降に出生した方

※大学3年生等とは、大学、短期大学、大学院、専門学校（いずれも教員免許状を取得可能な学校であること）において、令和9年度に卒業する学年に在籍する方を指します。



詳細はこちらから↑

2 志願区分

小学校教員、中学校・高等学校・中等教育学校教員、特別支援教育担当教員（小学校）、特別支援教育担当教員（中学校）、養護教員、栄養教員



3 試験日時・会場等

令和8年7月5日（日）

会場及び受付時間については、本実施要項P5の「7 出願手続」の(2)で案内しているさいたま市ホームページに、6月16日（火）より掲載します。

4 試験内容

試験項目		試験内容等
筆答試験	教科等 専門分野	○志願する教科等に関し、教員として必要な知識、技能及び学習指導方法等の基礎を問う択一式の試験 60分
	一般教養 教職科目	○人文・社会・自然科学及び時事問題等の分野に関するものや教育原理等の教職科目の各分野にわたる基礎的教養を問う択一式の試験 60分

※特別支援教育担当教員受験者は、特別支援教育に関する論文試験となります。（60分）

5 その他

(1) 出願方法

本実施要項P5の「7 出願手続」に準じます。

なお、本試験（一般選考及び各特別選考）との併願はできません。

(2) 提出書類

令和8年7月5日（日）の第1次試験時に、第1次試験結果通知用封筒1通を提出してください。

※通知用封筒は、角形2号封筒とし、180円切手を貼る。封筒の表には、郵便番号、住所、氏名（敬称「様」）を記入し、左下に志願区分、教科名、受験番号を記入し、併せて「Step Up 選考受験」と記入してください。

※選考通過者は、選考通過者発表後に在学証明書等を提出していただきます。書類の提出方法等については、選考通過通知に記載し、案内する予定です。

(3) 受験票の交付について

本実施要項P5の「7 出願手続」の(5)に準じます。

(4) 携行品等

本実施要項P7の「9 第1次試験」の(4)に準じます。ただし、「⑦昼食」は必要ありません。

(5) 結果通知

本実施要項P11の「13 試験結果通知」に準じます。

◆試験会場敷地内では、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス、タブレット端末等、外部との通信可能な機器の使用を禁止します。また、試験会場敷地内での録画、録音等の行為についても禁止します。

6 留意点

- (1) 大学3年生 Step Up 選考を受験し、選考通過できなかった場合でも、翌年の採用選考試験を受験することができます。
- (2) 加点制度は対象外です。

ティーチャー・リターン選考

本選考は、過去にさいたま市立学校の教員として一定期間の勤務実績があり、退職した事由が解消した方を、選考により採用する制度です。

1 受験資格 以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 本市で採用され公立学校を退職後、その退職した事由が解消し、本採用教員（校長含む）として勤務できるようになった方
- (2) 昭和43年4月2日以降に生まれた方
- (3) かつて本市の公立学校の校長、副校長、教頭、教諭として、継続して5年以上勤務（休職又は育児休業等の休業を取得していた期間を除く。）した方
- (4) 採用日時点で、本市を退職後、5年を経過していない方
- (5) さいたま市立学校教職員勲奨退職取扱要綱の適用を受けて、退職した教員（校長含む）でない方
- (6) 希望する職に該当する免許を有する方（特別支援教育担当教員受験者の特別支援学校教諭普通免許状の有無は問わない）
- (7) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない方
※特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、採用候補者名簿へ登録しません。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- (8) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

2 志願区分

小学校教員、中学校教員、特別支援教育担当教員（小学校）、特別支援教育担当教員（中学校）、養護教員、栄養教員 及び 管理職（校長、副校長、教頭）

※かつて本市で勤務していた校種と同一の校種及び教科でのみ申込みが可

※本試験（一般選考及び各特別選考）との併願はできません。

3 試験日時

管理職以外の教員：令和8年7月18日（土）、19日（日）のいずれか1日

管理職：令和8年11月中 ※応募状況を踏まえて決定します。

4 選考方法・内容

選考方法	選考内容
面接試験	個人面接による試験 (主として、管理職又は教員としての職務遂行能力、適格性等についての評定)
勤務成績評価	本市教員として在職していた時の人事評価結果を基礎とした、勤務成績に対する総合評価

5 その他

(1) 出願期間

管理職以外の教員：令和8年4月6日（月）9：00～令和8年5月7日（木）16：00

管理職：令和8年8月1日（土）9：00～令和8年8月31日（月）16：00

(2) 出願方法

受験申込書を添付の上、Eメールにて送信してください。

詳細は右の2次元コードを読み取るか、さいたま市ホームページから、

[メニュー]→[市政情報]→[募集]→[職員採用]→[職員採用（教育委員会）]

と進み、「さいたま市立学校ティーチャー・リターン」のページから、受験案内を確認してください。



(3) 提出書類・携行品・合格発表等

詳細は、「さいたま市立学校ティーチャー・リターン」の受験案内を確認してください。

◆試験会場敷地内では、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス、タブレット端末等、外部との通信可能な機器の使用を禁止します。また、試験会場敷地内での録画、録音等の行為についても禁止します。